

# 古文書を読む会学習記録

作成日 令和 1年11月18日

開催日	令和 1年11月14日	時 間	10:00~12:00
場 所	区民活動センター	受講者	15名
講 師	真田 雅行氏	作成者	吉武 惇二
テーマ	第一学習 磯子区久木 堤家文書②		
概 要	<p>明和7年12月、神奈川漁師町・新宿村と小柴村との神奈川内海での入会漁猟をめぐる紛争で評定所の裁許（判決）が下った。本件はその裁許に従う旨の請書で、訴訟方の漁師町名主が是迄の諸々の紛争のいきさつをこまごまと示し、最後に今回の裁許内容を記したものである。以下はその抜粋である。（前回の続き）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>その後延宝5巳年、相州材木座はじめ8か村を加え、更に天和元酉年、相州大磯はじめ6か村を加え、31か村の新肴場が形成された。そして、元禄7戌年海上の船中においては一切漁類の売買をしてはならないことが決められ、高札から御触書に変わり、江戸の小田原町問屋はじめその他の町へ魚類を送ってはならず、すべて新肴場問屋へ付送りすべきことが決められた。</li><li>宝永元申年、新宿村の船主金重郎が31か浦内の本牧浦で脇売りを行ったため証文が作成された。また、正徳5未年、辻堂村の者が鴨居村で漁猟したため、評定所で吟味された。訴訟方は入牢を要求したが、裁決ではわび状を差し出し内済で決着することとなった。</li><li>明和7寅年、31か浦へ他国から来て魚を取ったものは新肴場へ送るべく、御触書の通りにすべきである。</li></ol> <p>なお31か村各浦々のしきたりの通り、柴・金杉浦より室木・相州浦賀番所近所までの浦付村々はお互いに入会で漁猟することとし、小柴村の外30か村は御触書通り新肴場問屋へ付送りし、31か浦へ他国の者が来て魚を取るようなことがあれば、その分も様にすべきである。</p> <p>その外の村々は、小田原町問屋、並びに外の町々の問屋や新肴場問屋いずれに送るかは相対で決めるべきである。</p> <p>そして関係者は、お互いの了解を得て、支障の無いように、その場その場で解決していくべきである。</p> <p>以上関係者一同は十分に承知したうえで、もしお互いに違反することがあった場合は、御答めを受けるので承知しておくこと。</p> <p>明和7年寅12月2日伊那半左衛門御代官所 武州橘樹郡神奈河漁師町 訴訟方 名主 源左衛門</p>		
次回予定	令和 1年11月28日 14:00-16:00 区民活動センター 第二学習 北槎間略(大黒屋光大夫漂流記録)⑦		